監査公表第11号

令和3年度に行った定期監査及び行政監査の結果に基づき、市長等において措置を講じられた事項について通知がありましたので、地方自治法第199条第14項後段の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年11月7日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

福永髙美

企画部

情報統計課

課の所管に属する備品のうち,デジタルカメラ の所在が確認できなかった。

備品は、市の財産であり、その重要性を十分認識した上で、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。

御指摘のデジタルカメラにつきましては、 平成16年10月21日に取得したもので、 すでに廃棄したにもかかわらず、廃棄処分手 続を失念しておりました。つきましては、物 品会計規則第20条に基づき、令和3年11 月8日に物品の不用の決定の申請を行い、令 和3年11月15日に会計課長から不用の決 定の通知を受けました。また、物品会計規則 第24条第2項に基づき、同日付けで備品処 分報告書を提出しました。

今後は、備品の数量及び所在を把握し、適 正な管理に努めます。

措

財務部

1 管財課

(1) 「本庁舎機械式駐車場ゲート保守点検業務」に係る契約書について、印紙税法で定める正しい税額の収入印紙が貼付されていなかった。

ついては、印紙税法に基づき、適正な契約事務をされたい。

(2) 「リサイクル対応型機密文書処理業務」に 係る指名業者審査伺いにおいて、部長決裁に よるべきところ、課長決裁となっていた。

ついては、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

(3) 「天応大浜3丁目3番3地内」の一時貸付けに係る貸付料の決定及び「上山田町109番,129番」ほかの土地借受料の決定が、いずれも部長決裁によるべきところ、課長決裁となっていた。

ついては、事務決裁規程に基づき、適正な 事務処理をされたい。

2 市民税課

(1) 商品である原動機付自転車等の標識(以下 「商品標識」という。)の交付に当たり、起 案文書を作成せず、専決権者である課長の決 裁を受けていなかった。

ついては、事務決裁規程に基づき、適正な 事務処理をされたい。

- (2) 商品標識の管理状況について、次の事例があった。
 - ア 庁内で保管している商品標識の番号を把 握していなかった。

ついては、物品会計規則に基づき、適正 な物品管理をされたい。

イ 商品標識の有効期間が満了したときは、

御指摘の件については、令和3年10月7日に正しい税額となる収入印紙を貼付させる措置をとりました。今後は、印紙税法の規定について確認を徹底し、適正な契約事務を行ってまいります。

御指摘の件については、令和3年10月7日に部長決裁に改めました。今後は当該規程に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。

御指摘の件については、令和3年10月7日に部長決裁に改めました。今後は事務決裁規程に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。

令和3年度交付分については、令和3年1 1月1日付けで決裁しました。

交付手数料の決裁により,交付件数は確認 していましたが,個別の交付申請書の決裁が されていませんでした。

商品標識については、令和3年10月15 日から出納簿を作成し、在庫数を管理するよう改めました。

返納されていなかった2件の商品標識につ

改善及	又は検討を要望する事項	措	置	状	況
直ち わら った	に返納することとなっているにもかか ず, 長期間返納されていないものがあ	いて, 1件に	は令和3年10 L0月29日作		ŝ.,

市民部

1 人権・男女共同参画課

(1) 「蒲刈会館ノートパソコン修繕」ほかにおいて、指定された検査員でない者が完了検査を行っていた。

ついては,「物品出納員及び出納員等の事務引継等について(会計課長通知)」に留意し,適正な検査事務をされたい。

(2) 「部落解放同盟広島県連合会呉市協議会活動補助金助成事業」に係る補助金を前金払により交付するに当たり、必要となる資金収支計画書の提出を求めていなかった。

ついては, 「呉市補助金等交付規則の運用 について(財政課長通知)」に留意し, 適正 な事務処理をされたい。

2 昭和市民センター

生活保護費の前渡資金に係る出納簿について,次のような事例があった。

- (1) 月日の箇所の未記入や誤記入があった。
- (2) 摘要欄の未記入があった。
- (3) 数値の訂正を訂正印を押印することなく行っていた。

ついては、適正な事務処理をされたい。

御指摘の件につきましては、令和3年10月28日に、指定された検査員が改めて完了検査を行いました。

今後は、呉市物品会計規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

御指摘の件につきましては、令和3年10 月29日に呉市協議会から資金収支計画書が 提出され受理しました。

今後は, 呉市補助金等交付規則等関連法令 を遵守し, 適正な事務処理に努めてまいりま す。

御指摘の件につきましては、令和3年10月29日に、月日未記入箇所の記入及び誤記入の訂正印による訂正、未記入摘要欄の記入並びに訂正印による数値の訂正をそれぞれ行いました。

今後は,前渡資金に係る出納簿について, 内容・日付を十分に確認し,適正な事務処理 に努めてまいります。

都市部

1 交通政策課

(1) バス車両購入費補助金を受けて購入したバスについて、当該補助事業者等は、管理状況を報告しなければならないにもかかわらず、令和2年度の当該報告がされていなかった。

ついては、補助金等交付規則に基づく報告 がされているかを確認の上、補助事業者等へ の報告の指導など、適正な事務処理をされた い。

(2) 生活バス運行負担金の支払に関する事務処理において、請求書は、支払月ごとに当該事業者が提出することとなっているにもかかわらず、請求日付を空欄にしたまま代表者印が押印された請求書を、あらかじめ提出させていた。

ついては、適正な事務処理をされたい。

(3) 「新広駅コンコース清掃等業務」に係る契約において、指名業者審査伺いが作成されていなかった。

ついては、物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程に基づき、適正な契約事務をされたい。

(4) 「広白石4丁目11305番地内」ほかに 係る行政財産の使用期間更新許可に係る起案 文書の文書番号等の記入に当たり、容易に改 ざんが可能な消せるボールペンを使用してい た。 バス車両購入費補助金を受けて購入したバスについての令和2年度の管理状況につきましては、令和3年11月24日の当該補助対象事業者との定例会議において、補助金等交付規則に基づく報告の遵守を口頭で伝えるとともに、同年11月30日付けで当該補助事業者から財産管理状況報告書を提出させました。

今後は、必要な報告がされているかを確認 し、適正な事務処理に努めてまいります。

生活バス運行負担金の請求書については, 各運行事業者と締結している覚書により,支 払月ごとに当該事業者が提出することになっ ていることから,定期監査終了後,令和3年 12月以降の請求分については適切に処理し ております。

今後は、覚書に基づき、支払月ごとに各事 業者から請求書を提出させ、適正な事務処理 に努めてまいります。

新広駅に係る当該業務委託契約における指名業者審査伺いについては、随意契約で予定価格が10万円を超えないことから、見積書徴取を1者とすることができるため、不要と認識し作成していませんでした。

定期監査終了後の令和3年12月3日,指 名業者審査伺いを作成しました。

今後は、物件の買入れ、業務委託等に係る 入札参加者等の選定に関する規程を遵守し、 適正な事務処理に努めてまいります。

公文書の作成については、従前から職場内 において、消せるボールペンは使用してはな らないことを周知しておりましたが、徹底さ れていませんでした。

定期監査終了後,令和3年12月3日に,

ついては、「公文書等の作成における「消せるボールペン」の使用について(総務課長通知)」に留意し、適正な事務処理をされたい。

消せるボールペンを使用した文書を特定し、ボールペンによる書き直しを行うとともに、 改めて課職員に対して、公文書における消せるボールペンの使用について注意喚起を行いました。

置

今後は、公文書の作成に当たり、適正な事 務処理に努めてまいります。

2 住宅政策課

「百目田アパートブロック塀改修修繕」ほか において、事前に検査員の指定がされていなか った。 百目田アパートブロック塀改修修繕などに おける検査員の事前指定については、平成4 年10月16日付け財政課長通知により、支

ついては,「修繕料,委託料等の完了検査に 係る検査員の任命方式及び完了検査調書等の様 式について(財政課長通知)」に留意し,適正 な事務処理をされたい。

百目田アパートブロック塀改修修繕などに おける検査員の事前指定については、平成4 年10月16日付け財政課長通知により、支 出負担行為の回議書で事前に検査員の指定を 行う必要があるにもかかわらず、指定を行わ ないまま完了検査調書の作成を行っておりま した。

定期監査終了後の令和3年11月17日, 支出負担行為書へ記入しました。

今後は、上記通知に留意し、適正な事務処 理に努めてまいります。

措

状

土木部

土木維持課

1 年次有給休暇の取得に当たり、時間休暇取得後において勤務時間が30分未満となるような休暇の取得は認められていないにもかかわらず、これを承認していた。

ついては、時間休暇の取得に関する取扱要領に基づき、適正な事務処理をされたい。

2 前回の定期監査の結果に基づいて改善又は検 討を要望していたにもかかわらず、「公園樹木 等維持管理業務」ほかにおいて、指定された検 査員でない者が完了検査を行っていた。

ついては、 適正な検査事務をされたい。

3 前回の定期監査の結果に基づいて改善又は検 討を要望していたにもかかわらず、課の所管に 属する備品のうち、測長器及び硬度計の所在が 確認できなかった。

備品は、市の財産であり、その重要性を十分 認識されていないことは、誠に遺憾である。

ついては、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。

御指摘の件につきましては、令和3年11月17日に休暇の取得期間を1日に修正し、 適正に処理しました。併せて、職員全員に周知しました。

今後は、時間休暇の取得に関する取扱要領第5条第1項の規定に基づき、適正な休暇取得に努めます。

御指摘の件につきましては、令和3年11 月18日に適正な検査員による完了検査を行いました。併せて、毎年度当初の検査員の確認を職員全員に徹底いたしました。

今後は、工事監督要領に基づき、適正な工 事検査に努めます。

御指摘の件につきましては、監査後、直ちに備品台帳との照合を行い、測長器及び硬度計などの所在が確認できなかった備品について、既に廃棄していたことが判明しましたので、令和3年12月15日に返納手続を行いました。

今後は, 呉市物品会計規則を遵守し, 適正 な備品管理に努めてまいります。

措

福祉保健部

1 福祉保健課

前回の定期監査の結果に基づいて改善を要望 していたにもかかわらず, 「呉市福祉会館貯水 槽清掃及び水質検査業務」に係る契約におい て, 受注者が業務の一部を第三者に委任し, 又 は請け負わせるときは、当該業務範囲につき、 あらかじめ発注者の承諾を得なければならない 旨を契約約款に定めながら当該承諾を得ていな かった。

ついては, 受注者に対して, 契約書等の内容 を遵守するよう指導されたい。

2 介護保険課

(1) 介護保険料に係る収納金整理簿について, 次のような事例があった。

ア 記載内容の訂正を砂消しゴムを使用して 行っていた。

イ 金額の訂正を訂正印を押印することな く、行っていた。

ついては、適正な事務処理をされたい。

(2) 前回の定期監査の結果に基づいて改善を要 望していたにもかかわらず、課の所管に属す る備品のうち、所在が確認できないものがあ った。

備品は, 市の財産であり, その重要性を十 分認識した上で、物品会計規則に基づき、適 正な備品管理をされたい。

御指摘の件につきましては、契約約款に定 める再委託に関する事項を, あらかじめ発注 者の承諾を得るよう, 受注者に対して指導す るとともに、事後処理となるものの令和3年 12月17日に受注者に再委託の申請をさ せ, 呉市の承諾の通知を送付しました。

今後は、適正な契約事務に努めてまいりま す。

御指摘の件につきましては、ア・イともに 令和3年12月27日,修正箇所を二重線で 消し, その上部に訂正者の押印をした上で, 正しい記載を行いました。

今後は、適正な事務処理に努めてまいりま す。

前回の定期監査において, 老人集会所等で 保管している介護保険課所管の備品管理につ いては、御指摘をいただき整理をいたしまし た。

しかし、本庁で保管している備品について 確認が不十分であったため、 改めてすべての 備品の確認を行い、すでに廃棄されていた備 品については、令和4年2月25日付けで廃 棄の手続を完了しました。

また,介護保険課職員全員に対して,備品 の重要性を周知いたしました。

今後は、適正な備品管理を行うよう徹底し てまいります。

3 高齢者支援課

「呉市認知症地域支援業務(中央地域)」ほ かに係る契約書に、契約保証金の免除該当号数 ほかに係る契約書の、契約保証金納付免除該

「呉市認知症地域支援事業(中央地域)」

を誤って記載していた。

ついては、契約規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

当号数の誤記載については、令和4年1月17日に双方の契約書の訂正を行いました。

4 子育て施設課

(1) 「下蒲刈保育所ほふく室空調機修繕」について、業務完了後に執行伺兼支出負担行為書を起案していた。

ついては、予算及び決算規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

(2) 津波避難訓練に係る実施記録簿の記載に当たり、容易に改ざんが可能な筆記用具を使用していた。

ついては、「公文書等の作成における「消せるボールペン」の使用について(総務課長通知)」に留意し、適正な事務処理をされたい。

御指摘の件につきましては、令和3年12 月20日に、課内全員に対して予算事務の適 正な執行について周知を図りました。

今後は,予算及び決算規則に基づき,適正 な事務処理に努めてまいります。

「公文書等の作成における「消せるボールペン」の使用について(総務課長通知)」を 再確認し、令和3年12月14日、当該実施 記録簿の記載を改めるとともに、令和4年1 月7日、各保育所施設長に対し、公文書の作 成に消せるボールペンを使用しないよう周知 徹底いたしました。

平成28年度【定期監査】未措置分 福祉保健部 子育で支援課 サニやか子育で支援センターに係る定期建物 賃貸借契約について、複数年契約を締結してい るが、地方自治法第214条の規定に基づく債務負 担行為として予算に定められておらず、また、「翌年度以降において歳人酸出予節の当該金額 について減額又は削除があった場合は、当該契 約は解除する」旨の条件が付されていないこと から、同法第234条の3の規定に基づく長期継続 契約にも該当しない。 ついては、適正な事務処理をされたい。	改善又は検討を要望する事項	措	置	状	況
	福祉保健部 子育て支援課 すこやか子育て支援センターに係る定期建物 賃貸借契約について、複数年契約を締結してい るが、地方自治法第214条の規定に基づく債務負 担行為として予算に定められておらず、また、 「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額 について減額又は削除があった場合は、当該契 約は解除する」旨の条件が付されていないこと から、同法第234条の3の規定に基づく長期継続 契約にも該当しない。				

産業部

1 観光振興課

(1) 「アフターD C 旅行専門W E B サイトによる情報発信業務」ほかにおいて随意契約を締結するに当たり、予定価格は非公表とすることとなっているにもかかわらず、設計書にこれを記載していた。

ついては,「契約の手引(契約課作成)」に留意し,適正な契約事務をされたい。

(2) 「呉市豊町観光協会」に係る補助金を前金 払により交付するに当たり、必要となる資金 収支計画書の提出を求めていなかった。

ついては,「呉市補助金等交付規則の運用 について(財政課長通知)」に留意し,適正 な事務処理をされたい。

(3) 「呉海自カレー・呉グルメ実行委員会」に 係る負担金の支出の決定が、部長決裁による べきところ、課長決裁となっていた。

ついては、事務決裁規程に基づき、適正な 事務処理をされたい。

(4) 前回の定期監査の結果に基づいて改善を要望していたにもかかわらず、継続的に使用を許可している行政財産の使用料について、4月末日を納期限として納付させるべきところ、納期限を5月31日とした納入通知書を交付しているものがあった。

ついては, 「行政財産目的外使用許可等に 係る事務について(管財課長通知)」に留意 し, 適正な事務処理をされたい。

2 海事歷史科学館学芸課

前回の定期監査の結果に基づいて改善を要望 していたにもかかわらず、課の所管に属する備 品のうち、所在が確認できないものがあった。 御指摘の件につきましては、随意契約を締結する場合の事務処理について、令和3年12月9日に課内職員全員に周知しました。

今後は、「契約の手引」に基づき、適正な 事務処理を行います。

御指摘の件につきましては、「呉市補助金 等交付規則の運用について」に基づき、令和 3年12月9日に呉市豊町観光協会より、資 金収支計画書を徴取いたしました。

今後は、補助金の交付事務について課内で 周知徹底した上、適正な事務処理を行いま す。

御指摘の件につきましては、令和3年12 月9日に、速やかに部長決裁を行いました。

今後は,適正な決裁権者による処理を行い ます。

御指摘の件につきましては、前回の定期監査で指導されていたにもかかわらず、再度、納期限を誤設定した納入通知書を交付しておりました。

この事態を重く受け止めた上、令和3年1 2月9日に、当該事務について課内で強く周 知徹底いたしました。

今後は、「行政財産目的外使用許可等に係る事務について」に留意し、適正な事務処理 を行います。

当該備品は、機種変更の際に廃棄していたことが確認されたため、令和4年1月11日に廃棄処分の手続を行いました。今後は、

改善又は検討を要望する事項	措置状況
備品は、市の財産であり、その重要性を十分 認識した上で、物品会計規則に基づき、適正な 備品管理をされたい。	物品会計規則の規定に基づき,適正な備品管 理に努めます。
3 農林水産課 購入した水産教室用のうなぎ袋の納品書に物 品検査員の検印と物品出納員の受領印が押印さ れていなかった。 ついては、適正な事務処理をされたい。	御指摘の件につきましては、令和3年12月17日に物品検査員及び物品出納員が確認の上押印しました。 今後は、物品会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。

教育委員会

学校施設課

1 業務委託の実施期間を年度当初から1年間と する「小学校センターサーバ等保守業務」に係 る契約を、長期継続契約として、新年度開始前 に締結しているが、当該契約書に、翌年度以降 において歳入歳出予算の当該金額について減額 又は削除があった場合は、当該契約は解除する 旨の解除条項が記載されていなかった。

長期継続契約を締結する場合,上記条件を付す必要がある。

ついては、「契約の手引(契約課作成)」に留意し、適正な契約事務をされたい。

2 「学習用タブレット端末等保守運用業務」ほかに係る契約において、契約保証金の納付を免除しているにもかかわらず、契約書にその旨の記載がなかった。

ついては、適正な契約事務をされたい。

3 物品の検査員は、物品出納員及び物品分任出納員を除いた職員の中から物品管理者が指定することとなっているにもかかわらず、物品出納員である者を物品検査員として指定し、「昭和中学校普通教室エアコン修繕」ほかに係る完了検査を、当該職員に行わせていた。

ついては,「物品出納員及び出納員等の事務引継等について(会計課長通知)」に留意し,適正な事務処理をされたい。

4 継続的に使用を許可している行政財産の使用 料について、4月末日を納期限として納付させ るべきであるにもかかわらず、納期限を5月1 7日とした納入通知書を交付しているものがあ

ついては,「行政財産目的外使用許可等に係る 事務について (管財課長通知)」に留意し,適正 な事務処理をされたい。 御指摘後,令和4年2月17日に受託者 に,長期継続契約を締結する場合に必要な 解除条項が記載していなかった旨説明し, 承諾を得ました。

今後は、契約規則の規定に基づき、適正な 契約事務を行ってまいります。

御指摘後,直ちに受託者に説明し,承諾を得た上で,令和4年2月17日に双方の契約書を適正なものに改め,双方の契約書に所要の押印訂正を施しました。

今後は、契約規則の規定に基づき、適正な 契約事務を行ってまいります。

御指摘のとおり検査員の指定誤りがありましたので、令和4年2月10日に検査員を指定し直した上で、令和4年2月14日に適正な事務処理を行いました。

今後は、このようなことのないよう、適正 な事務処理に努めます。

御指摘の件につきましては、使用期間更新 許可に係る使用料の納期限を4月末日として 統一的に取り扱うよう、課内職員に周知しま した。

今後は、このようなことがないよう、適正 な事務処理に努めてまいります。

改善又は検討を要望する事項 措 置 状 況 文化スポーツ部 スポーツ振興課 「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業」に係る契約において、総価契約であるにもかかわらず、単価契約用の約款を用いて契約を締結していた。ついては、適正な契約事務をされたい。 措 置 状 況 御指摘の件につきましては、契約の相手方に説明し、承諾を得た上で、令和4年3月22日に双方の契約約款を適正なものに改めました。				
スポーツ振興課 「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事 業」に係る契約において、総価契約であるにもか かわらず、単価契約用の約款を用いて契約を締結 していた。 御指摘の件につきましては、契約の相手方 に説明し、承諾を得た上で、令和4年3月2 2日に双方の契約約款を適正なものに改めま した。	改善又は検討を要望する事項	措置置	状	況
「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業」に係る契約において、総価契約であるにもかいわらず、単価契約用の約款を用いて契約を締結していた。 御指摘の件につきましては、契約の相手方に説明し、承諾を得た上で、令和4年3月2 2日に双方の契約約款を適正なものに改めました。	文化スポーツ部			
業」に係る契約において、総価契約であるにもかに説明し、承諾を得た上で、令和4年3月2かわらず、単価契約用の約款を用いて契約を締結していた。 に説明し、承諾を得た上で、令和4年3月22つた。	 スポーツ振興課			
業」に係る契約において、総価契約であるにもか かわらず、単価契約用の約款を用いて契約を締結 していた。 に説明し、承諾を得た上で、令和4年3月2 2日に双方の契約約款を適正なものに改めま した。	 「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事	御指摘の件につきまし	ては、契約の相手 [*]	方
かわらず、単価契約用の約款を用いて契約を締結 していた。 2日に双方の契約約款を適正なものに改めま した。				
していた。				
			過止なり少に吹め	9
ついては、適正な失利争物をCalulev。		U/C ₀		
	*プいては、適正な笑が事務をされたい。 			

改善又は検討を要望する事項	措置置		———— 況
	71		
消防 東消防署			
新回の定期監査の結果に基づいて口頭指導して	定期監査実査後,	直ちに指摘備品	の廃棄処
いたにもかかわらず、署の所管に属する備品のう	分申請を行うととも		
ち,所在が確認できないものがあった。	備品の所在について		
備品は、市の財産であり、その重要性を十分認	3月29日に完了し		
識した上で,物品会計規則に基づき,適正な備品			
管理をされたい。			

上下水道局

下水施設課

1 前回の定期監査の結果に基づいて口頭指導していたにもかかわらず、「新宮浄化センター外脱水ケーキ処分業務(その2)」ほかに係る契約において、契約保証金を免除するに当たり、根拠となる履行実績についての記載がなかった。

ついては、上下水道局契約規程に基づき、適 正な契約事務をされたい。

2 「大浜農業集落排水処理施設外汚泥引抜運搬 業務」ほかに係る契約書等において,正しい税 額の収入印紙が貼付されていなかった。

ついては、印紙税法に基づき、適正な契約事務をされたい。

御指摘の件につきましては、令和4年3月 10日に、根拠となる履行実績を記載しました。

今後は、適正な事務処理に努めてまいります。

御指摘の件につきましては、令和4年3月 16日に、正しい税額になるように収入印紙 を貼付させました。

今後は、印紙税法の規定に基づき、適正な 契約事務に努めてまいります。